新見市教育委員会　９月定例会　会議録　【 公 開 用 】

１　日　　時　　令和８年９月２４日（木）　午後３時３０分から

２　場　　所　　新見市役所南庁舎　３階大会議室

３　出席委員の職・氏名

教　育　長	後　藤　秀　則
職務代理者	松　井　健　一
委　　員	溝　尾　妙　子
委　　員	長谷川　　綾
委　　員	三　上　ゆ　み

４　欠席委員の職・氏名

なし

５　説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	岩　井　等　司
生涯学習課長	三　村　真　司
学校教育課長	高　木　亮　彦
教育連携推進課長	掛　屋　正　美
教育総務課長	忠　田　　真

６　記　　録

午後３時３０分　　着　席

（令和８年９月２４日（木）午後３時３０分から午後５時００分）

1　開　　会

2　教育長あいさつ

3　前会会議録の承認

忠田課長	（新見市教育委員会８月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。）
後藤教育長	前会会議録は承認と決します。

4　教育長報告

後藤教育長	（前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。）

5　事務局報告

各事務局員	（教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、教育連携推進課長の順に報告を行う。）

6　議　事

議案の部

議第４０号　令和８年度末校長・教員等人事異動方針及び人事異動実施要綱の承認について

後藤教育長	続いて６の議事に移ります。 まず議案の部。 議第４０号、令和８年度末校長・教員等人事異動方針及び人事異動実施要綱の承認についてについて説明をお願いします。
高木課長	議第４０号、令和８年度末校長・教員等人事異動方針及び人事異動実施要綱の承認について説明をさせていただきます。お配りしておりますのは、新見市教職員の令和８年度末人事異動に係る人事異動方針及び人事異動実施要綱です。先般、県教育委員会から令和８年度末の人事異動に係る実施要綱が示されました。年度修正以外の大きな修正点としましては、昨年度から早期退職募集制度、いわゆる応募認定退職が当面の間行われなくなったため、その文言が削除されておりました。 本市の人事異動方針に募集制以外の変更点はございませんが、２枚目の人事異動実施要綱につきましては、１の退職、（１）について、当面の間、早期退職募集制度が休止されることを周知する旨記載をしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

後藤教育長	それでは議題４０号について何かご質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。
各委員	（はいの声）
後藤教育長	無いようですので議第４０号については承認といたします。

議第４１号　指定学校変更申請の承認について

後藤教育長	それでは議第４１号、指定学校変更申請の承認について説明をお願いします。
高木課長	議第４１号、指定学校変更申請の承認について説明をさせていただきます。 今回３件の申請を受けております。 前回教育委員会では、事後承認にならないような工夫をということで今回ぎりぎり９月２４日からという変更になってしまっておりますが、３件につきまして簡単に説明をさせていただきます。 まずナンバー１、２のご兄弟です。Ａ小学校とＢ中学校区にお住まいでしたが、家庭の事情でＣ地区に引っ越しをされました。この連休中２１日に転居されたということでございます。学年途中の兄弟ということもありまして、引き続きＡ小学校、Ｂ中学校への就学を希望されております。変更期間につきましては、転居という事情でありますので、一旦今年度末までの申請を受け付けということになっております。 それから、ナンバー３の方につきましては、申請の理由に記載がありますとおり、ご本人がコミュニケーションに課題を抱えており、教育的事情ということで学校長の意見書も提出されております。小学校卒業となる令和１２年３月末までの変更を希望されております。様々な学校の中でのトラブルもあったということでございまして、学校が丁寧に説明をし、何とか合意形成をということで努力を重ねてこられましたが、保護者の方も強いものを持っておられまして、なかなか合意の形成に至らなかったということで学校長が意見書を提出している事案でございます。 以上３件につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。
後藤教育長	ご質疑ありますでしょうか。 松井職務代理。
松井職務代理	３件目について、状況だけ少し聞かせていただきたいのですけど、申請を出している方の事情は分かりましたけれども、それを受け入れ

るＤ小の考えについてはどうなのでしょうか。もちろんここで出ているということは受け入れるということなのでしょうけど。先ほどありましたけど本人の問題、それから保護者の考え方が多少特徴的だというようなご説明がありましたけど、その辺りについてＤ小学校はどういう対応をされているか教えていただきたい。

高木課長

それでは補足で説明をさせていただきますと、現在このお子さんは病院の発達検査を受診されています。見立てとしては、おそらく自閉症スペクトラム症に係る診断書が出るだろうということで、Ａ小学校に在学している期間内に特別支援学級への入級ということも学校は打診をされていたのですけれど、とにかく少人数での教育を望まれてらっしゃるということ。それから、友達との関わり方についてかなり要求が多いご家庭であると。例えば授業で寝ている状況であれば、起こさないであげて欲しいという日があったり、逆に、起こさないのは学校の怠慢であるというご意見をいただく日もあったり、少し一貫性がなかったりして学校も大変苦労されているという状況でございました。そんな中、指定校変更を提出される前に親御さんが先方のＤ小学校へ出向かれまして、学校の様子を学校管理職と細かく話をして帰られています。その中で学校としては、やはり学校公教育としてやるべきことをやらせてもらいますと伝えた上で、例えば寝ていたら起こすし、問題行動があれば指導をするし、ということを保護者の方にも説明をしてはいます。その上で少しでも人数の少ない方が、この子にとってはふさわしい環境であろうという保護者の判断のもとで、指定校変更の申請提出に至ったということでございました。引き続きＤ小学校に転入後も特別支援学級への入級を希望はされていらっしゃるのですけれど、現状、自閉情緒学級はＤ小学校にはございませんし、年度途中での設置というのは現実的ではありませんので、そのあたりも学校を通じて丁寧に説明をさせていただいておりますが、当面の間支援員をつけた対応でありますとか、Ｄ小学校で特別支援教室というものを設置しております。算数や国語など同じ教育課程で同じ時間に個別に取り出して、少人数の指導を受けることができる制度を持っておりますので、そういったことを活用しながらの対応になるだろうと思っております。補足ですが以上です。

後藤教育長

外にございますでしょうか。

長谷川委員

３番目のお子さんなのですけど、恐らくこの子のお姉さんがＡ小へ通われていると思うのです、Ａ小学校側と上手く折り合いがつかなかったということですが、その子は引き続きＡへ通って上手く学校としていくのかということと、中学校のお姉さんもＥ中にＢ中から変わった関係でＤ小学校なのではないかと思うのですれど。

高木課長	ご指摘のとおりお姉さんはそのまま継続してＡ小での就学をされるということで確認をとっております。ただ、お姉さんがいらっしゃるのですけれど、Ｂ中学校からＦ中学校へ指定校変更されたという経緯があり、その時も同じように教育的事情ということで会の承認を経て指定校の変更しており、今回も是非ということで申請されたという経緯があります。
長谷川委員	ありがとうございます。
後藤教育長 各委員	外にございますか。 （なしの声）
後藤教育長	それでは、議第４１号については承認とさせていただいてよろしいでしょうか。
各委員	（はいの声）
後藤教育長	それではありがとうございます。承認と決しました。

協議・報告の部

報第２０号　新見市体育施設等の指定管理者の公募について

後藤教育長	続きまして、協議・報告の部に移ります。 報第２０号、新見市体育施設等の指定管理者の公募について説明をお願いします。
三村課長	報第２０号、新見市体育施設等の指定管理者の公募についてでございます。今年度末で期限を迎えます新見市体育施設等の指定管理者を公募いたします。対象施設は新見市憩いとふれあいの公園の外１１施設で、指定管理期間は令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間で、公募によって募集をしたいと思っております。募集期間は１０月１５日から１０月２３日までで指定管理料は８，３００万円としたいと考えております。現在の指定管理者は新見施設管理センター有限会社でございます。以上でございます。
後藤教育長	報第２０号について質問はございますか。 よろしいでしょうか。
各委員	（はいの声）

報第２１号　新見市新見文化交流館及び新見市立中央図書館喫茶室の指定管理者の公募について

後藤教育長	それでは報第２１号、新見市新見文化交流館及び新見市立中央図書館喫茶室の指定管理者の公募について説明をお願いします。
三村課長	続きまして報第２１号、新見市新見文化交流館及び新見市立中央図書館喫茶室の指定管理者の公募についてでございます。先ほどの指定管理者の募集と同様に新見市新見文化交流館及び新見市立中央図書館喫茶室の指定管理者を募集いたします。対象施設は新見市新見文化交流館及び新見市立中央図書館喫茶室でございまして、指定管理期間は同様に令和９年の４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間で公募により募集いたします。募集期間は１０月１５日から１０月２３日まででございまして、指定管理料は４，５１０万円以内といたします。指定管理者につきましては、新見文化交流館が株式会社吉備ケーブルテレビでございまして、中央図書館の喫茶室が株式会社金山伸広事務所でございます。このたびの募集では、現行の管理業務から文化芸術振興に関する業務を除くとともに、新見文化交流館と中央図書館の喫茶室を一体で公募することにしておりまして、施設全体を快適かつ安定的に運営できるものと考えているところでございます。管理業務から除いた文化芸術の振興に関する業務につきましては、来年度は市の委託事業といたしまして、委託をしたいと考えております。 以上でございます。
後藤教育長	質疑はございますか。 よろしいですか。
各委員	（はいの声）
後藤教育長	それでは、以上で議事を終了したいと思います。

７　閉　会

後藤教育長	９月定例教育委員会をこれで閉会します。 長時間ありがとうございました。
（閉会時刻）	（午後５時００分）